

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月11日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉市美浜区新港197-1

氏 名 千葉菱光株式会社 新港工場

代表取締役社長 皆谷直人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-243-4333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉菱光株式会社 新港工場
事業場の所在地	千葉市美浜区新港197-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業 小分類：セメント・同製品製造業 細分類：生コンクリート製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額等 832百万円
③ 従業員数	7人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	製品出荷 → 購入者の発注ミス・過量注文により残余コンクリート発生 → 自社敷地内にて固化【ガラス・コンクリート・陶磁器くず】 → 収集運搬(委託) → 最終処分[再生処理](委託)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	排 出 量	3, 370 t ^v	t
	(これまでに実施した取組) 購入者と緊密に連絡を取り合い、発注過多・発注ミス等を最小限に留め、残余コンクリート(戻りコンクリート・残コンクリート)の発生を抑制する。また、組合として未使用分の有償化を制度化し、抑制に努めている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	排 出 量	3, 300 t ^v	t
	(今後実施する予定の取組) 前年に引き続き、購入者と緊密に連絡・連携し、残余コンクリート(戻りコンクリート・残コンクリート)の発生を抑制する。有償化制度を定着させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 対象となる産業廃棄物は一種類のみで、分別をしない。
------	---

③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上
------	-------------------------------------

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社において、再生利用を行った事はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社において再生利用を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社において、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの中間処理を行った事はない。		
③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社においてガラス・コンクリート・陶磁器くずの中間処理を行う計画はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社において、埋立処分又は海洋投入処分を」行った事はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社において埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全 処 理 委 託 量	3, 370 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3, 370 t	t

		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 引き続き、自社においてガラス・コンクリート・陶磁器くずの中間処理を行う計画はない。		

(第5面)

② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず		
	全 処 理 委 託 量	3, 300 t [✓]		t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3, 300 t [✓]		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t		t
	(今後実施する予定の取組) (今後実施する予定の取組) 引き続き、100%再生処理が可能な業者と継続契約し、適正処理に努めると共に、減量・減容にも努める。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。